

別表 2 〈相談援助業務に従事する者〉

1 施設等において**必置とされている相談援助業務**に従事する者

※平成30年度より受験対象者の範囲が変更になりました。

(コード2101～2109)

コードNo.	①施設等の種別	②職種名	①における根拠法	②における根拠法
2101	特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第11項	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第37号）第175条第1項第1号
2102	地域密着型特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第21項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第110条第1項第1号
2103	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条第22項	指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）第131条第1項第2号
2104	介護老人福祉施設	生活相談員	介護保険法第8条第27項	指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第39号）第2条第2項
2105	介護老人保健施設	支援相談員	介護保険法第8条第28項	指定介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成11年厚生労働省令第40号）第2条第4項
2106	介護予防特定施設入居者生活介護	生活相談員	介護保険法第8条の2第9項	指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第35号）第231条第1項第1号
2107	計画相談支援	相談支援専門員	障害者総合支援法（平成17年法律第123号）第5条第16項	障害者総合支援法に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第28号）第3条

コードNo.	①施設等の種別	②職種名	①における根拠法	②における根拠法
2108	障害児相談支援	相談支援専門員	児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の2第6項	児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第29条）第3条
2109	生活困窮者自立相談支援事業	主任相談支援員	生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第2条第2項	